

第6回 水素を燃料とする荷役機械の導入促進に向けた検討会 議事概要

日 時：令和8年3月4日（水） 13：30～15：30

場 所：AP 赤坂グリーンクロス C ルーム（オンライン併用）

議事の概要は以下の通り。

- 第5回検討会におけるご意見と対応、課題と確認結果・対応、水素を燃料とする荷役機械の導入ガイドライン（イメージ）、今後の検討の進め方について、事務局より説明、有識者委員等から下記の意見があった。

（第5回検討会におけるご意見と対応）

- 水素ステーションの保安検査については、保安検査期間の短縮に向けて、検討がなされている点も含め、ガイドラインで整理すべき。
- ガイドラインの法令整理にあたっては、単に法令の整理をするだけでなく、趣旨を踏まえて対応を検討すべき。
- 資料における情報の取扱いについて、現時点の情報と将来の技術開発動向等の情報が明確になるよう記載すべき。
- 移動式水素ステーションの情報をガイドラインで整理する際には、定置式の運用と比較して、法令上必要となる対応の差異についても、明記すべきではないか。

（課題と確認結果・対応（案））

- 水素燃料型 RTG に必要な防火設備について、防火用水として海水を活用することも考えられるのではないか。
- ターミナル内での水素ステーション設置は、日本のコンテナターミナルの特性を踏まえると、面積等制約が大きい点に留意すべき。
- 維持管理について、既刊の「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」との関係性を整理した上で、記載を検討すべき。
- RTG での水素利用は、各種水素供給方法によって、高圧ガス保安法の整理が必要である。容器については、現地実証で用いた机上に固定する方式の他に、容器自体を取り外すカー

トリッジ方式とすることも可能性として考えられる。ガイドラインの記載方法については、どの方法においても、関係省庁間での調整が必要である。

- 基本的に高圧ガス保安法では、特定高圧ガス消費者は、設備の操作・運転を事業所内で行うと想定している。遠隔操作型 RTG に水素燃料を使用するにあたって、事業所外から遠隔操作することが考えられるのであれば、緊急時に迅速な対応が可能かといった視点も踏まえ、法令への適合性について別途検討が必要となる。
- ガイドラインでは、水素荷役機械の導入に必要となる関係法令の手続きについて、十分に整理すべき。

(水素を燃料とする荷役機械の導入ガイドライン (イメージ))

- 水素の基本情報においては、水素の種類（グレー、ブルー、グリーン等）についても、記載すべきではないか。
- コンテナターミナル内の水素充填施設の用地確保、防火用水の確保などの課題について、土地利用の制約など個々の条件を踏まえた対応策が求められる。
- 水素エンジン等で利用が想定される低純度水素について、現時点では将来的な規格化の可能性について触れつつ、規格後には利用上の制限や留意点について、改めて整理が必要ではないか。